

重点調査項目	道路、河川及び橋りょうに関する調査
発言項目	市が管理する河川の整備について
	<p>（発言主旨）近年の異常気象は想定外の被害をもたらすことから備えが一層大切である。河川の増水から起こる浸水や洪水被害を未然に防ぐ対策は、大きな惨禍をもたらす一級河川をはじめ、流域全体で行う必要があり、中小河川対策も重要なことから市管理河川の整備について質した。</p>
Q	帯広市内を流れている河川について、各河川管理者が管理している河川の区分について伺う。また、中小河川とはどの河川を指すのか。
A	<p>帯広市内にある河川の種類は一級河川、準用河川、普通河川に分類される。一級河川は国、北海道が河川管理者、準用河川と普通河川は帯広市が河川管理者となっている。</p> <p>中小河川とは本流からの支川で、河川名に十勝川水系と明示され、具体的には北海道が管理する帯広川、柏林台川を含む22河川が該当する。</p>
Q	帯広市が管理している準用河川と普通河川の数を伺う。
A	準用河川の指定は、大成川、つつじ川、第二柏林台川の3河川であり、普通河川は14河川となっている。
Q	帯広市が管理する河川の整備状況及び日常の維持管理について伺う。
A	市街地の準用河川については、河川整備は完了している。維持管理については、定期的な河川パトロール、流水を阻害する危険がある自然木の処理、草刈等を行い、正常な河川機能の保全に努めている。
Q	帯広市内の河川に設置している樋門・樋管数と維持管理の状況を伺う。
A	<p>国が管理している樋門・樋管は10箇所、北海道が管理している樋門・樋管は36箇所であり、委託契約により、その全部を帯広市が管理している。管理形態について北海道が管理している河川については、帯広市と北海道において委託契約を締結し、36箇所の樋門・樋管管理を帯広市が行っている。内訳は市直営14箇所、個人再委託22箇所である。</p> <p>維持管理については、「樋門・樋管操作業務マニュアル」に基づき、外見の点検、機能の点検、草刈などを行っている。</p>
	<p>（意見）水害が懸念される事態において樋門・樋管の管理は最重要である。最終的な判断は目視によるところが大きく、十分な人的配置を行うべきである。また、緊急時の樋門管理は大きな危険を伴う作業であり、とりわけ、個人に再委託をしている樋門・樋管の操作は慎重に行う必要がある。維持管理を定めた「樋門・樋管操作業務マニュアル」を適宜見直すことが必要である。</p>

重点調査項目 学校教育に関する調査

発言項目 障がい児教育の推進について（1）

（発言主旨）特別支援学級在籍者が児童生徒全体の中で占める割合が全国・全道数値と比して帯広市は約3倍とかなり高い。とりわけ、支援を要する児童生徒の割合が高いとされる情緒学級における課題を質した。

Q 帯広市の情緒学級在籍者数の状況を伺う。

A H29年度の小中学校合わせた状況でお答えすると全児童生徒数に占める特別支援学級在籍者の割合は**全国で2.5%、北海道は3.5%、帯広市では6.8%**である。

Q 帯広市で情緒学級在籍者の割合が高い理由について見解を伺う。

A 通常学級在籍者のうち、支援を要する児童生徒の割合は**全国6.5%、全道は2.8%**であるのに対し、**帯広市は25年度時点で1.7%**となっており、特別支援学級で支援する形が定着しているものと考ええる。

A 本市の特別支援学級在籍者が多い要因については分析が難しいところであるが、特別支援学級の自校への開設や、特別支援教育支援員の配置など教育環境を充実してきたことや、特別支援教育に対する保護者の方々の理解が広がってきたことなどによるものと考えている。

Q 環境整備での課題と対応を伺う。

A 学校によっては空き教室がなく、教室ではなかった場所を改修したり、1つの教室を2つに分割して使用する場合もあるため、パーティション、ストーブ、ホワイトボード、カーペットなどについての要望が多い。
財源も限られていることから、可能な範囲で最大限対応してきているところである。

Q 教育課程の編制について伺う。

A 特別支援学校の学習指導要領を参考とし、学年や実態に応じ、すべての児童生徒に長期的・短期的な目標を設定する中で個別の指導計画や支援計画を作成し、心身の状態に応じた効果的な指導を行っている。

Q 支援計画について統一様式を示してほしいとの担任から要望がある。どのように指導しているか。

A 帯広市として独自の様式はなく、学校間の引継の充実と関係機関等との連携を踏むために「個別の教育支援計画」として「十勝版 個別の教育支援計画『かちっと』」を推奨している。

Q 課題を共有し、解決策を学ぶことで教員の専門性を高めるために「特別支援教育推進プロジェクト」を再開し、また、国から求められている「特別支援連携協議会」を設置すべきとの現場からの要請があるが、考えを伺う。

A 「特別支援教育推進プロジェクト」はH19年度から特別支援教育がスタートするにあたって本市における基本的な考え方を整理するため組織された時限的なもの。これに代わるものとして「特別支援教育の考え方に関する検討会」が特別支援学級担当教諭も入って設置されている。

A 「特別支援連携協議会」は相談や支援が円滑に進むよう学校・福祉・医療などの関係機関が連携するための地域ネットワークとされており、市教委としては未設置である。しかし、保健福祉部の「地域自立支援協議会」の中にある「こども地域生活支援会議」を活用し、特別支援学校、障害福祉関係課、児童発達支援事業所などの関係者と地域における適切な支援のあり方について情報共有や協議を行っている。

(意見) 特別支援教育が始まって以来、その目的は障がい種別学級の学校設置であり、とりわけ、市教委は知的学級と情緒障がい学級の学校設置を急ぎ、10年かけて完了したとの認識である。しかし、これを到達点とすることはまちがいであり、インクルーシブ教育に向けてとりくみを進める上で市教委の現状認識や課題把握には問題があり、正すべきことが多い。
(2回に分けて行うこととし、今回は課題解決の方途を質したい)

【重点調査項目における発言一覧】

- ① 道路・河川及び橋りょうに関する調査について
 - ・農村道路の整備について
 - ・浸水や洪水を防ぐための市河川管理について(檜山)
- ② 学校教育に関する調査について
 - ・児童生徒の熱中症対策について
 - ・教材教具の整備に関する予算編成について(檜山)
 - ・障がい児教育の推進について(檜山)
- ③ スポーツに関する調査について(通告質問)
 - ・札幌市が招致をめざす冬季五輪・パラリンピックの現状と明治十勝オーバル(スピードスケート場)の改修に対する考え方について
 - ・明治十勝オーバル(スピードスケート場)を使用する大会誘致について
 - ・フードバレー・マラソン大会について
 - ・河川敷施設の使用再開と管理運営について
- ④ 動物園の管理運営について(通告質問)
 - ・環境エンリッチメントと遊具の更新について